

17～18世紀におけるベトナム黎鄭政権の 税役制度の変遷と村落

吉 川 和 希

Transition of the Tax-Service System of the Lê – Trịnh Government and Villages in Seventeenth-and-Eighteenth-Century Vietnam

YOSHIKAWA Kazuki

This paper aims to comprehensively reconstruct changes in the Lê-Trịnh government's taxation system in Vietnam during the seventeenth and eighteenth centuries. In the 1660s, accompanied by the updating of court registers [*đinh bạ* 丁簿], a policy [*bình lệ* 平例] was implemented to equalize villages' official obligations. On this occasion, the Trịnh lord issued orders [*lệnh chỉ*], dated the twentieth day of the sixth month of the eighth year of Cảnh Trị (1670), and every village was notified of the total annual payment due to the Trịnh court. These orders specified the amount of land and poll tax and various additional taxes and fees, as well as the exempted villages; that is, the orders encompassed all elements regarding villages' annual payments to the Trịnh court. Villages, not individuals or properties, were officially recognized as units with financial obligations to the Trịnh court. This is comparable to the village contract system in early modern Japan. The court registers were not updated again until the 1720s, meaning the villages' annual payments to the Trịnh court remained virtually unchanged. However, the abovementioned village orders did not describe the various official labor service obligations, including those related to state ceremonies, the water conservancy project, provincial examinations, and warehouses. Until the 1720s, these obligations were individually stipulated and imposed by provincial Trịnh court officials or local Lê dynasty officials, such as provincial administration commissions, provincial surveillance commissions, prefectures, and districts. Hence, these obligations likely served as a revenue source for the officials and did not reach the Trịnh court. In the 1720s, the Trịnh court implemented a new taxation system called *tô dung điều* 租庸調 and

incorporated labor service obligations into the monetary payments to the court to transfer responsibility for collecting these payments out of the hands of local Lê dynasty officials.

キーワード：ベトナム黎鄭政権 (The Lê - Trinh Government)、税役制度 (Tax-Service System)、村落 (Village)

はじめに

17～18世紀、黎朝（前期：1428～1527年／後期：1533～1789年）は南北に分裂しており、北部では黎朝朝廷が形骸化し、鄭氏が王府を開設して独自の政権を構築していた（以下、黎鄭政権）。鄭氏の実権掌握に伴い、地方での徴税も黎朝の支配機構（府・県官¹⁾）に代わり鄭王府の徴税者（所該や該民）が担当するようになる [上田2019: 50-56, 145-175]。当時の北部ベトナムでは、17世紀末における海上貿易の衰退による農村手工業の停滞、紅河デルタの農地開発の限界と人口圧、相次ぐ天災によって多くの農民が流亡していた。かかる社会状況を背景に、1730年代末に発生した動乱が北部ベトナム全域に拡大していく [Phan Huy Lê (biên soạn) 1960] [桜井1987] [桃木1997]。このため17世紀末～18世紀は長らくベトナム史上の「混乱と衰退の時代」とみなされてきたが、近年では社会面で大きな画期であり、近世日本の如き自律性の高い村落²⁾の形成期であることが解明されつつある [桜井1987] [上田2019]。

自律的な村落の形成過程の中で重要な画期の一つが村落の政治的主体化であり、日本史においても、村請や訴訟などにおいて領主や近隣村々に広く認知された法的・政治的主体としての惣村の成立は重視されている [渡辺2004: 172-173]。北部ベトナムでは、17～18世紀に人口の稠密化と耕地開発の限界を背景とした村落間の土地紛争 [上田2019: 179-216, 241-253]、村落が徴税者や禄社受給者と関係を構築し、負担軽減や天災時の生存保障を図る事例 [上田2019: 145-175]、村落が歌唱上演の権限を県の芸人集団から購入する事例 [嶋尾2011; 2014]、公的負担の軽減をめぐる官への働きかけ [吉川2021] が指摘されており、当該時期の北部ベトナムで政治的主体としての村落が出現することは間違いない。

このような村落の政治的主体化を考える上で重要なのが村落の公課負担団体化（日本史で言

1) 黎朝後期の最上級の地方行政単位は「承宣」「鎮」「処」「道」と呼ばれ（本稿では煩を避けるため「鎮」で統一し、鎮レベルの地方官については「鎮官」と呼称する）、平野部ではその下に府・県・総・社と設置されるのが一般的だった。

2) 近世ベトナムで社は行政村落、村は自然集落を指し、一社が一村と対応する場合と、一社に数村が含まれる場合が存在する。本稿で村落という語を用いる場合、社と村の両者を指し、区別する場合は社・村と呼称する。なお黎朝後期北部ベトナムの社級行政単位数は九千～一万強である [桜井1987] [蓮田2015]。

えば村請)である。従前の研究では、村落ごとの税額の均等化と固定化を図った1660年代の平例法を契機として村落ごとに税額が固定化され、村落単位で納税の責任を負うようになると同時に、国家は村落内部の民丁の個別掌握を断念し、実質的な村請制が成立したとされてきた [上田2019: 147-153]。しかしながら、黎鄭政権の側に村落に対して納税の責任を負わせる意図があったか否か、平例法によってどの範囲の公的負担が固定化されたのか、平例法はどのような形で運用されていたのか、といった問題は未解明である。そもそも従前の制度史研究では、15世紀後半以降黎朝の税制の中核が各人丁に対して課される丁税、および土地に対して課される田税であること、黎鄭政権期の代表的な政策として1660年代の平例法や1720年代の租庸調制があり、平例法では戸籍の更新が停止されたが租庸調制で戸籍の修造が再開されたこと、などが明らかにされてきた [竹田1969] [藤原1986a] [Nguyễn Thanh Nhã 2013] [上田2019]。しかしこれらの研究では主に田税や丁税に関心が集中しており、その他の各種の付加税や徭役系統の負担などの体系的考察はなされてこなかった。そのため村落にどのような負担が課されてきたのか、その全体像はいまだに解明されていない。筆者は皂隸・守隸関連文書の中で各村落の免除対象として記載されている種々雑多な負担について考察したことがあるが [吉川2021]、体系的かつ通時的な考察には至らなかった。以上の問題意識のもと、本稿は黎鄭政権の税制の転換点である1660年代の平例法と1720年代の租庸調制を中心に取り上げ、税・役制の変遷を体系的に復元することを目指す。それによって、税・役制上の村落の位置付け、および村落に課されていた公的負担の全体像を描き出す。

1 平例法

(1) 平例法施行までの経緯

黎鄭政権の税・役制は大別して田税(土地税)、丁税(人頭税)および徭役系統の負担から構成されていた。1592年に復興黎朝が莫朝(1528～1592年)を駆逐して北部ベトナムを掌握して以降、まとまった形で記録されている最初の税制は永祚7(1625)年の平治規模令である。ここでは田税は「税(銭)」、丁税は「季(銭)」、合わせて「季税」³⁾と呼ばれ [藤原1986a: 399]、山南・山西・京北・海陽の四鎮では「季銭」を鄭王府系統の徴税者(所該)が⁴⁾、官田租などの

3) 現代日本語の一般名詞の税と田税を指す史料用語の「税」とを区別するため、煩雑になるが、引用文を除き後者には鍵括弧を付すことにする。

4) 「一、山南・山西・京北・海陽等処各県社民内圉子及外各所該并随同、間有被所該・苛刻官吏貪冗、致民怨嘆。茲後其各項季銭必定有差。另項不得随征、每人出古銭三貫五陌。無古銭准使銭七貫。軍項出古銭一貫五陌。無古銭准使銭三貫三陌。民項出古銭一貫二陌三十文。無古銭准使銭二貫五陌。生徒・前將臣・前

土地税（「税額」）を黎朝朝廷系統の戸部・県官が⁵⁾、それぞれ徴収すると規定されている⁶⁾。

1660年代には、丁簿の更新がおこなわれると同時に県ごとに各社の負担を均等化する平例法が段階的に施行された。これに先立つ盛徳6（1658）年には、合計28条に及ぶ閲選体式令が公布され、閲選の詳細が規定されている⁷⁾。丁簿と税額の更新については、既に従前の研究が指摘している通り、景治2（1664）年に「四鎮季税例」の「平補」すなわち四鎮の「季税」の均等な割り当てが命じられ、同7（1669）年に完成している〔藤原1986a: 399〕。厳密にはこの時点で黎鄭政權が税額を固定化する意図を持っていたかは不明だが、先学〔藤原1986a: 399-400〕〔上田2019: 148-149〕が指摘する通りこれ以降後述する1720年代の租庸調制施行まで丁簿と税額が更新されなかったことは事実である⁸⁾。ただし平例法が施行された1660年代は海上交易の活発化やそれにとまなう商品作物生産や農村手工業の発達を背景とした人口微増期である〔桃木1997: 625〕ことに注意すべきである。平例法は大量の流民が発生した18世紀初頭には社民への過剰な負担として非難されるが〔藤原1986a: 400〕、人口微増期の1660年代には村落単位で税額を固定しても負担の重さは問題化せず、同時に鄭王府にとっても一定の税収を見込める点で合理的な措置だったと考えられる。なお平例法の施行に関する編纂史料の記述では丁数の固定化が言及されるが、史料中では「四鎮季税例」と記されており、社内の田税・丁税を一括し、社ごとの税額が固定化されたと思われる⁹⁾。従前の研究が「平例法が施行された段階で、丁税と田税の

社正・老項并小十八・令吏・典通史不有応務及僧道・教坊古錢一貫。無古錢一貫、無古錢准使錢二貫。不具項古錢八陌。無古錢准使錢一貫六陌。」（『黎朝詔令善政叢本』巻2、戸属、乙丑永祚7（1625）年夏6月、平治規模令、第26葉表～裏（漢喃研究院所蔵A.257）

5) 「一、官田租、給賜・世業・通告・占射等項田并桑洲土・陂池・市渡諸税額、応付戸部衙門責催、某県官徴収投納如例。若不能奉行并收多納少、許戸部査実啓来、以貶罷論。其徴文・太僕諸税、付本官收納如例。若不勤職守、隱不授納、亦以貶罷論。如有令給若干、査実、並仍除外。」（『黎朝詔令善政叢本』巻2、戸属、乙丑永祚7年夏6月、平治規模令、第27葉表）

6) 平治規模令を考察した上田新也は、徴税を黎朝系組織に担当させることを定めた規定と鄭王府系組織に担当させることを定めた規定が並存していることを述べたうえで、黎朝系行政組織と鄭王府系徴税者との対立を見出す〔上田2019: 50-52〕、（実態はともかく）史料上は棲み分けが図られていたようである。なお上田は史料原文中の「季錢」を「季税」と誤訳している〔上田2019: 51〕。

7) 『黎朝詔令善政叢本』巻2、戸属、戊戌盛徳6（1658）年春正月、閲選体式令。

8) 平例法に対する後世の評価に「登（生）者不計、耗（死）者不除」という表現がある。この初出は永盛15（1719）年11月に全国的な土地調査を命じた鄭綱の論である（『大越史記全書統編』巻2、永盛15年11月条）。なお『大越史記全書統編』については陳荊和編校『大越史記全書（下）』東洋学文献センター、1986年を使用した。

9) 『大越史記全書』巻19、景治2年11月条に「命官平補四鎮季税例」とある。この点については夙に阮朝期の『欽定越史通鑑綱目』の編纂者が気付いており、同書巻33、景治7年秋9月条、第29葉裏～30葉表の「初行戸籍平例」に付された註に「潘輝注『歷朝憲章』国用志、計民丁而賦曰季、度公田土而征曰税。此條平

合計である季税は集落単位で固定」された〔上田2019: 150〕と指摘したのは妥当といえよう。

(2) 丁簿

1660年代の平例法施行時に作成された丁簿は管見の限り現存していないが、清化鎮長安府安謨県瑰池社（現ニンビン省イエンモ Yên Mô 県イエンミ Yên Mỹ 社）には、景治7年に作成された丁簿の写しが伝わっている。この丁簿は「寧氏考訂」と題された書物（同社のニン・ヴァン・イエト Ninh Văn Yết 氏所蔵）に収録されている¹⁰⁾。管見の限り従前の研究によって原文が紹介されたことはなく、また景治7年作成の丁簿の内容を知ることができる唯一の例である。本丁簿は以下のような書き出しで始まっている¹¹⁾。

長安府安謨県瑰池社社長阮文冠・馮文論・阮治行、色目武□澤・范仕洽・阮玉登・范俊才・黎梭・阮工□・謝文晏・阮俊らが申します。命令をうけて本社の人数を報告します。ここに前項の姓名・住址・職爵・履歴（を以下に記載します）。このためここに申します。

一、命令をうけて本社の人数を報告します。ここに前項の姓名・住址・職爵・脚色などの項および小十八・老饒・篤疾合計328人（このうち各職、監生1人、社長3人、現在官員子・饒男の者合計6人、兵53人、隨行・老饒・篤[〓]ならびに殘疾合計57人、合計120人を除く）（を以下に記載します）。

実項は196人である（このうち衛臣・社長・老項・不具項合計85（83？）人¹²⁾は、二人ごとに一人とする（二人を一率として計算する））。残りの実率は154人半のみである。

例旧史通曰季税、未有分別。」とある。なお『欽定越史通鑑綱目』は1969年出版の台湾国立中央図書館蔵影印本を使用した。

- 10) 本史料は八尾隆生氏を研究代表者とする2005～2007年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「文献・碑文資料による近世紅河下部デルタ開拓史研究」の調査によって2005年12月に当地で収集されたものである。筆者は八尾隆生氏の許可を得て利用させて頂いた。八尾隆生氏には記して感謝申し上げる。
- 11) 「長安府安謨県瑰池社社長阮文冠・馮文論・阮治行、色目武□澤・范仕洽・阮玉登・范俊才・黎梭・阮工□・謝文晏・阮俊等申。為承類本社人数。茲將前項姓名・住址・職爵・脚色、為此茲申。計。一、承類本社人数。茲將前項姓名・住址・職爵・脚色等項及小十八・老饒・篤疾該三百二十八人（内有除各職、監生一人、社長三人、見在官員子・饒男共六人、兵五十三人、隨行・老饒・篤[〓]並[〓]祥[〓]〔殘？〕疾共五十七人、存[〓]〔共？〕一百二十人）。実項一百九十六人（内有除衛臣・社長・老項・不具項共八十五人。每二人為一人）。止存実率一百五十四人半」（「寧氏考訂」第18葉表～裏）なお原文および訳文中の〔 〕は筆者による言い換え、（ ）は筆者による補足、□は一字不読、四角囲み文字は同定に不安が残る文字をそれぞれ表す。以下同じ。
- 12) 実項は196人であり、「実率」すなわち瑰池社が負担する公的負担は154.5人分であるため、二人を一率すなわち公的負担一人分として計算する人数は83人でないと計算が合わない。

本丁簿は申式文書の形式をとっている。最初に社内の合計人数が328人であることが記される¹³⁾。次に実項は196人であり、これは割注に記載されている官職保持者や兵などの人丁関連の負担を賦課されない人々を除いた、税・役を賦課される者の数である¹⁴⁾。衛臣・社長・老項・不具項合計83人は二人を一率すなわち公課一人分として計算するため、「実率」すなわち瓊池社が負担する公的負担は154.5人分であることが記されている。以下、各カテゴリーの人数・姓名などが列挙されており、それらを整理したのが【表1】である。

まず挙がっているのが、「奉送随水師該合郎中海清子」30人および「奉送随水師該合侍内書写者知府典禄子」23人である。これらはそれぞれ水師番管轄下の部隊に送り込まれた兵であり、前掲の兵数とも合致する¹⁵⁾。ただ、盛徳6年の閲選体式令では、清華鎮長安府では「一分100人ごとに、才能や実力がある者10人を另（現役兵）とし、20人を軍項（予備兵）とせよ。分に足る（100人以上の社民がいる）社は分に基づいて（另や軍項を）取り、分に足らない（社民の数が100人に満たない）場合は率（10人を一率とする）に基づいて取れ。」とあるが¹⁶⁾、本丁簿では另と軍項は区別されていないようだ。もし本丁簿上で

【表1】景治7（1669）年作成の瓊池社丁簿

項目		人数
兵	奉送随水師該合郎中海清子	30
	奉送随水師該合侍内書写者知府典禄子	23
実項	三項	18
	民項	1
	小十八	88
	始統	6
	前社長	2
	生徒	29
	老項	34
	不具項	18
	小計	196
監生		1
(饒男)	阮□□	3
	范仕合	
	范俊才	
原親父祇受○勅令（官員子）		3
随行		6
社長		3
老饒		38
外国		1
篤疾		7
漂		12
累漂		3
過去		1
合計		328

13) ただし本丁簿で実際に列挙される人名は合計327名である。

14) ただし割注では、これらの人々の数は120人とされており、数が合わない。社内の合計人数から328人から「実項」196人を引くと132人となるはずである。

15) 水師番は1722年以前に存在した鄭王府系統組織である三番の一であり、兵番が歩兵を管轄したのに対し、水師番は水兵を管轄した〔上田2019: 44-50〕。該合と侍内書写はいずれも番内の役職である〔上田2019: 93-94〕。また郎中と知府は黎朝系統官職であり、それぞれ正六品、従六品である（『官制典例』巻2、第1葉表～3葉裏、9葉裏（漢喃研究院所蔵番号A.56））。海清子・典禄子は当該部隊の統率者の爵号だろう。

16) 「一、清華処紹天・河中・靖嘉等府各県巨中小社村庄崗冊所寨、応做随民丁多少、某有才力者、量補為另。其長安・天関等府各県社巨中小村庄崗冊所寨、量每分一百人、某人有才力者取另十人、軍項二十人。某社足分応随分而取、未足分応随率（做十人為率）而取。」（『黎朝詔令善政壹本』巻2、戸属、戊戌盛徳6

另と軍項を区別せず一括している場合、閲選体式令によれば100人当たり30人を徴兵することになるが、本丁簿上の実率と兵を合計すると207人半で兵の割合は約25%である。閲選体式令よりも徴兵者の数が少ないのは、瑰池社の負担を軽減するためなのかもしれない。

続いて三項18人、民項1人、小十八88人、始続6人、前社長2人、生徒29人、老項34人、不具項18人が挙がっている。ここまでが実項であり、合計196人で人数面でも前掲の引用箇所と合致している。ただし先述の通り衛臣・社長・老項・不具各項については二人ごとに公課一人分として計算するとあるが、表1の前社長・生徒・老項¹⁷⁾・不具各項合計83人について二人ごとに公課一人分として計算すると、ちょうど「実率」154人半となる。

先行研究では、黎朝後期には人丁が另兵（現役兵）、軍項（予備兵）、小十八（黄丁、17～19歳）、民項（20～49歳）、老項（50～59歳）、老饒（60歳以上）などに分類されていたと説明される〔藤原1986a: 399-400〕〔上田2019: 44〕。これらは『歴朝憲章類誌』などの編纂史料に基づくものであるが、本丁簿で記載される「実項」や「三項」という表現は編纂史料には見られない。また本丁簿では民項が一人しかいないため、「三項」が実質的に通常の人丁を意味しているのかもしれない。また、本丁簿で目を引くのは小十八の多さである。小十八は18世紀以降の丁簿や閲選には見られないカテゴリーである。盛徳6（1658）年の閲選体式令では、小十八は「各項」（另項・軍項・民項）と区別して記載されると同時に、官員子孫とならんで肩註で「祖父」の職爵および蔭封を記載することが定められており¹⁸⁾、父や祖父に官職保持者がいる18～19歳の男性を指すのかもしれない。また「始続」は、阮朝初期の閲選法では新規登録者を指す〔嶋尾2012: 253〕。おそらくは本丁簿でも同様だろう。「前社長」は社長経験者を指すと思われる。以上が本丁簿で実項と呼ばれる、人丁関連の負担を賦課される人々である。

実項に続いて挙がるのが監生1名、阮□□・范仕合・范俊才、「元々父親が勅令を賜って（官

年春正月、閲選体式令、第32葉裏)

17) 生徒や老項の丁税を民丁の半額とするのは黎朝前期の景統4（1501）年に始まる制度である〔藤原1986a: 398〕。

18) 「一、清華・父安・山南・山西・京北・海陽並奉天府・藩鎮等処、係官員子孫并各項小十八、於戊子・辛卯・甲午・丁酉各科郷試、中參場中四場、未經選場者、茲期修簿肩註、應查実正本。其由官員子孫并小十八肩註祖父職爵及蔭封、應還儒生中式。其由各項并小十八、應還生徒及監生。若各項并小十八寄試別県社坊、及無正本者、應補各項、以懲詐冒故違勅旨。」（『黎朝詔令善政壹本』卷2、戸属、戊戌盛徳6年春正月、閲選体式令、第35葉裏～36葉表）。なお瑰池社の丁簿では小十八が88名挙げられているが、注釈で官職保持者が書かれている者はいない。

職を授与されて)いた者(原親父祇受〇¹⁹⁾勅令)3名、隨行6名、社長3名、老饒²⁰⁾38名である。阮□□・范仕合・范俊才3名は姓名が記されているのみで、分類されたカテゴリーは記されていない²¹⁾。「元々父親が勅令を賜って(官職を授与されて)いた者」3名は官員子と思われる。この3名のうち寧通には「亡き父は海陽道監察御史である(前親父海陽道監察御史)」という註が付されており、盛徳6年の閏選体式令において規定されている官員子への認定条件にも合致している²²⁾。「隨行」6名については割注で「故海陽道監察御史(の要請で?)鄭王の令旨を發給されて隨行とされた(前海陽道監察御史□令給隨行)」と記されている。このことから、「隨行」は官員の使用人を意味すると思われる。なお故海陽道監察御史とは官員子に分類されていた寧通の父親のことだろう。とすれば、官員の使用人は当該官員が鄭王府に申請して自身の出身村落の住民から充当するのを認可してもらっていたことになる²³⁾。

最後に挙がるのは、「外国」1人、「篤疾」7人、「漂」12人、「累漂」、「過去」²⁴⁾である。「外国」については、たとえば景治元(1663)年の「許民備類外国人寓居令」²⁵⁾など、黎鄭政権の文書で「外国人」は文字通り日本人・華僑・ヨーロッパ人など国外から到来した者を指す。すでに黎鄭政権の外国人統制策に関する先行研究が論じているように、黎鄭政権はこの景治元年の「許民備類外国人寓居令」により末端の地方行政單位に「外国人」を調査し上申するよう命じている[藤原1986b: 239-240][蓮田2005: 79-80]。本丁簿に列挙される「外国」は、間違いなくこの命令に基づき丁簿に記載されたと考えるのが自然だろう²⁶⁾。すなわちこの景治元年の「許民

19) 原文中の「〇」は空格と同じ機能を持つ敬意表現で、ベトナムの近世文書や石刻によく見られる(以下同じ)。

20) 閏選体式令では「清華・父安及四政各処并奉天府・藩鎮等処各県社坊、某人年至六十、応汰老饒。年五十外老弱応補老項。某人年至十八歳猶卑小劣弱、未堪補項、応還小饒、以示朝廷寛恤之意。」(『黎朝詔令善政壹本』卷2、戸属、戊戌盛徳6年春正月、閏選体式令、第39葉表~裏)とあり、60歳以上を老饒とすべきことが定められている。

21) 前掲の引用史料では官員子と饒男が合計6人と記されているので、彼らが饒男であれば数が合う。

22) 「一、文自尚書・都台・左右侍郎・承政使・副都・祭酒・僉都・東閣大学士・翰林侍読・寺卿学士・侍講司業・參政・校書・侍書・府尹・都科・提刑・待制・憲使・給事中・校理・校討・監察等職応得官員子孫。」(『黎朝詔令善政壹本』卷2、戸属、戊戌盛徳6年春正月、閏選体式令、第36葉表)。なお残る2名については「亡き父は勅令を賜っていた」としか記されていない。

23) 『歴朝憲朝類誌』卷29、国用誌、賦斂之法(東洋文庫所蔵X-2-38)に「是年(景治2年)、定各鎮賦税平例。其法、計民丁而賦、曰季錢。人一貫八陌。始補庄寨、人一貫。各所人一貫二陌。…(中略)…文官・隨行・使臣・饒夫・志願另兵皆免季。」とあり、隨行が「季」を免除されていたことがわかる。

24) 「累漂」と「過去」は姓名が記載されるだけで、人数は記されていない。

25) 『黎朝詔令善政壹本』卷2、戸属、癸卯景治元年秋8月、第49葉裏~50葉表。

26) 本丁簿では、「外国一人」の姓名が「黎国逆」と記されている。この人物が華僑なのか、それとも国外から到来した者にベトナム風の姓名をつけたのかは不明である。

備類外国人寓居令」は、平例法実施にともなう丁簿編纂と合わせて布告されたものであり、この命令に基づき村落ごとに「外国人」を丁簿に掲載したのでらう。次の「漂」は流民だらう。のちに「累漂」という項目があることを考えると、「漂」は前回の丁簿編纂の際は魂池社に居住していたが、今回の丁簿更新の際に魂池社からいなくなった者を指すと思われる。「累漂」は前回の丁簿編纂の際にも魂池社にいなかった者、「過去」は前回の丁簿編纂から今回の丁簿編纂までに死亡した者を指すと思われる²⁷⁾。

2 景治8（1670）年6月20日付け令旨

「季税」の額が確定した景治7年の翌景治8（1670）年、各村落に対して令旨が下された。阮朝初期に編纂された『歴朝憲章類誌』巻29、国用誌には、「平補の例」が完成したことで各村落に令旨一道が発給され、そこでは正規の税額（「季税」）に加えて「外銭」や柴札銭、「雑額」など付加税についても記載されていたことが記されている²⁸⁾。このときに発給された令旨は、管見の限り山南上鎮上福県河洄社²⁹⁾、山西鎮安山県栗柴社天福村³⁰⁾、長安府嘉遠県長安上社³¹⁾にくだされたものの写しが現在に伝わっている。これらは末尾に記される村落ごとの賦課額が異なるのみで基本的にほぼ同文であり、いずれも景治8年6月20日付けである。ここでは上福県河洄社に下された令旨を掲げる。

27) たとえば『黎朝詔令善政彙本』巻5、兵属、辛丑永寿4（1661）年春3月、禁擅行追捉另銭令、第36葉表では、另兵で「過去」すなわち死亡した者や、「漂散」すなわち逃亡した者に対する対策が規定されている。「楊柳社丁田土簿」（慶応義塾大学ス道文庫ガスパルドヌ文庫Gベトナム019）に収録されている保泰3（1722）年に作成された楊柳社の丁簿でも同様の意味で使用されている。

28) 『歴朝憲章類誌』巻29、国用誌、賦斂之法、景治8年条に「定田租額税例。…（中略）…是辰平補例亦成、即命給每社民令旨一道、上列外銭、中開季銭税・七札銭与雑額・土産各項、下列全年総数。該徴官或仍或換、亦給令旨如之、以為經常之制」とある。

29) 「河東省常信府上福県河洄総各社神勅」第46葉表～47葉裏（漢喃研究院所蔵ADa 2 /68）。19世紀初頭の阮朝期に編纂された『各鎮総社名備覧』山南上鎮（漢喃研究院所蔵A.570）によれば、常信府上福県河洄総に河洄社が属している。なお河洄社は現在のハノイ市トゥオンティン *Thường Tín* 県ハホイ *Hà Hồi* 社に比定される。

30) 「山西省安山県栗柴総多福祉券例」第19葉表～21葉表（漢喃研究院所蔵AF. a 6 /41）。『各鎮総社名備覧』山西鎮によれば、国威府安山県栗柴総に栗柴社天福村が属している。なお多福祉は現在のハノイ市クオックオアイ *Quốc Oai* 県サイソン *Sài Sơn* 社に比定される。

31) 「寧平省儒閩府嘉遠県長安総各社神蹟令旨文碑」第7葉表～8葉裏（漢喃研究院所蔵AE. a 4 /13）。『各鎮総社名備覧』清華内鎮によれば、長安府嘉遠県長安総に長安上社が属している。現在のニンビン省ホアル *Hoa Lu* 県チュオンイエン *Trường Yên* 社に比定される。

大元帥掌国政尚師太父徳功仁威明聖西王（鄭柞）³²⁾が上福県河涸社に令旨をくだす。いま専ら欽差節制各処水歩諸營兼総政柄太尉宜国公（鄭根）³³⁾に国家の政務を裁くよう委ね、兵・民の重責を委任した。社内の毎年の季（丁税）の賍・紙礼・柴礼は、分けて夏務・冬務二期とし、既に定例がある。本社の税例（田税）で某務になれば、この務の季の期に納めるのを許し、あるいは本該（その徴税？）を分けて三～四期とするよう願うものがあれば、同様に斟酌して都合の良いようにするのを許す。承示派は、ただ二期のみ許し、一期当たり古銭5陌とする。つかわされた官員に贈る餞については、定例に従い、（税額）古銭100貫ごとに餞は古銭2貫とし、（税額）使銭100貫ごとに餞は使銭2貫とする³⁴⁾。（税額）のあまりの若干は繰り入れて（100貫として計算して）この定例のようにし、不足があったり濫徴したりしてはならない。もし（某社が）初めて奉じて員該（所該＝鄭王府系統徴税者〔上田2019: 54〕）に支給された場合は、木牌ならびに賀礼餞は、社内の人率に従い、100人ごとに古銭2貫とし、200人は古銭4貫とし、300人は古銭6貫以上とする。これに従い人率が100に満たない（社）であった時にも、同様に古銭2貫を（受け取るのを）許す。もし奉じて依然として原該（旧来の徴税者？）に支給されたならば、木牌・賀礼の餞は停止せよ。横外（付加的な？）の各餞はすべて（授受を）禁止する。もし奉差官（鎮守など軍政系統の鎮官〔上田2019: 124-125〕）ならびに所該（鄭王府系統の徴税者）が令例（鄭王の命令で定められた定例か）を遵守せず、事件を起こして苛酷に濫徴・擾乱したならば、ただちにその年に憲司衙門（清刑憲察使司。監察を担当する黎朝系統の鎮官）に訴えて取り調べる、あるいは年末に濫徴された者で、（その年のうちに）告発に至らなければ、明年の春月に告発することを許す。もし何年も経過してから後に訴えたならば、取り調べをおこなう官は取り調べを引き受けない。この事柄は善政に関わるので、遵守して実行し、永遠に常法とし、太平な時世の規範を明らかにせよ。ここに令旨をくだす。

毎年の季の賍・紙礼・柴礼合計古銭216貫4陌40文（うち功程（太廟殿の維持管理を指す用語か）に当たり太廟殿を守るための季古銭96貫を赦し、ならびに金紵局（織物を製作する機関か）³⁵⁾に諳曉（職人の提供か）するための古銭3貫6陌4文を免除する）

32) 『大越史記全書』巻19、景治6（1668）年4月条で、鄭柞は大元帥掌国政尚師太父徳功仁威明聖西王に封じられている。

33) 『大越史記全書』巻18、永寿3（1660）年12月条で鄭根は欽差節制各処水歩諸營兼総政柄太尉宜国公とされ、理国府を開いている。なお節制は鄭王の後継者である。

34) 古銭は60文＝一陌、使銭は36文＝一陌であった〔桜井1987: 219〕。

35) 『官制典例』巻2、御用監、第18葉表～裏に金録局が挙がっているが、これに当たるのかもしれない。

贓古錢157貫 4 陌20文

紙札古錢31貫 4 陌52文

柴札古錢27貫 5 陌28文

米551合

毎年の税の贓・紙札合計古錢203貫 7 陌 8 文

贓古錢169貫 7 陌36文

紙札古錢33貫 9 陌32文

税例については、錢（で納める）か粟（で納める）かはなおも調査・議論し、これに従って実行する。

奉じて別に功臣田の税の贓・紙札合計古錢18貫 2 陌14文を支給する

景治 8 年 6 月 20 日³⁶⁾

引用文のうち「社内の毎年の」から「太平の制度を明らかにせよ」までは、『黎朝詔令善政壹本』に収録される景治 8（1670）年夏 6 月の「准定季税」³⁷⁾と同文である。河洄社・天福村・長安上社いずれの場合も以上の文言の後に各項目の金額が列挙されており、それらをまとめたのが【表 2】である。「季」と「税」それぞれについて贓・紙札・柴札（柴札は「税」のみ）が記されており、令旨に具体的な金額が記載されていることから、これらは村落単位で鄭王府に納入する額と見てよいだろう。後述するように「季錢」の免除額が割注で記されていることから

36) 「大元帥掌国政尚師太父德功仁威明聖西王令旨上福県河洄社。茲專委欽差節制各処水歩諸營兼総政柄太尉宜国公裁国家庶務、任兵民重寄。係社内全年季贓・紙札与柴札、分為夏務・冬務二期、已有准例。如本社税例在某務者、許納与此務季期、或有情願本該分為三四期、亦酌許隨便。其承示派、止許二期、每期古錢五陌。至如錢〔錢〕差員、当随例内、古錢壹百貫錢古錢貳貫、使錢壹百貫錢使錢貳貫。其餘多少併如此例、不得欠濫。如有始奉給員該、其木牌并賀札錢、仍照社内人率、做壹百人古錢貳貫、貳百人古錢四貫、參百人古錢六貫以上。做此間或人率不滿壹百、亦許古錢貳貫。若奉仍給原該、其木牌賀札錢應停。其橫外各錢並禁。倘或奉差并所該不遵令例、生事苛刻擾濫、即於本年告在憲司衙門勘行、或被濫捉在年終者、未及發告、許明年春月發告。若積年而後告者、則勘官不受勘問。這事有關善政、合遵奉行、永為恒式、以昭太平制度。茲令。計。全年季贓紙札与柴札共古錢貳百陸拾陸貫四陌四十文（内有救功程守○太廟殿、季古錢玖十六貫并除暗〔諸〕曉金紇局古錢參貫陸文〔陌〕四文）。贓古錢壹百五拾柒貫肆陌貳拾文。紙札古錢參拾壹貫肆陌五拾貳文。柴札古錢貳拾柒貫五陌貳拾捌文。米五百五拾壹合。全年税贓紙札共古錢貳百參貫柒陌捌文。贓古錢壹百陸拾玖貫柒陌拾陸文。紙札古錢參拾參貫玖陌參拾貳文。其税例、或錢或粟存查論、遵此奉行。奉別給功臣田税贓・紙札共古錢拾捌貫貳陌十四文。景治八年六月二十日」（『河東省常信府上福県河洄總各社神勅』第46葉表～47葉裏）

37) 「一、四鎮各社全年季贓・紙札与柴札、分為夏務・冬務二期、已有准例。…（中略）…這事有關善政、合遵奉行、永為恒式、以昭太平制度。」（『黎朝詔令善政壹本』卷 2、戸属、庚戌景治 8 年夏 6 月、准定季税、第56葉表～57葉表）

【表2】景治8（1670）年6月20日付け令旨に記載される「季税」の額

	「季」（丁税）				「税」（田税）		
	脏	紙礼	柒礼	納入額 合計	脏	紙礼	納入額 合計
上福県河洞社	157貫4陌 20文	31貫4陌 52文	27貫5陌 28文	216貫4陌 40文	169貫7陌 36文	33貫9陌 32文	203貫7陌 8文
			米551合				
嘉遠県長安上社	182貫9陌 14文	36貫5陌 51文	32貫7文	251貫5陌 12文	189貫9陌 15文	37貫9陌 51文	227貫9陌 6文
			米642籩				
安山県天福村	186貫8陌 55文	37貫3陌 47文	32貫7陌 3文	256貫9陌 45文			
			米654合1 籩				

〈典拠〉

上福県河洞社：「河東省常信府上福県河洞総各社神勅」第46葉表～47葉裏（漢喃研究所蔵AD. a 2 /68）

嘉遠県長安上社：「寧平省儒閣府嘉遠県長安総各社神蹟令旨文碑」第7葉表～8葉裏（漢喃研究所蔵AE. a 4 / 3）

安山県天福村：「山西省安山県栗柴総多福社券例」第19葉表～21葉表（漢喃研究所蔵AF. a 6 /41）

も「季の脏・紙礼・柒礼」に「季銭」の正規の額が含まれており、金額から判断して脏がそれに当たることは間違いない。紙礼は納税の際に必要な紙（納税証明書などか？）に充てる（という名目の）手数料、柒礼は各種経費の総称だろう³⁸⁾。ここで具体的な額が記載されているのは「季」・「税」ごとの脏・紙礼・柒礼のみであり、承示派、餞、木牌・賀礼などの額は記載されていない。恐らく前者が鄭王府の収入となる一方、後者は鄭王府系統徴税者の収入になるのだろう。承示派は期すなわち納税サイクルごとに徴収されているため、村落に対して発給される納税証明書の手数料だったのかもしれない³⁹⁾。餞は文字通り各村落に派遣された徴税者に支払う礼銭であり、また木牌は官府による告知をそれぞれ名目とした経費⁴⁰⁾と思われる。本令旨ではこ

38) Vũ Thị Lan Anh も「脏・紙礼」を「正規の税額および付加税」としており、この点では著者の解釈と同じであるが、ただし「脏紙礼」を「脏礼」と「紙礼」の並列と解釈している [Vũ Thị Lan Anh 2021: 157-158]。管見の限り、史料中では「脏」一字で用いられており、「脏礼」という表現は見られない。

39) 保泰3（1722）年の規定においても、承示派は務ごとに徴収されている（後述）。示は「差出+示+充所」という書き出しで始まる下行文書で、諒山鎮では鎮官から在地首長に宛てて何らかの命令や承認事項を伝達する機能を持っていた [吉川2019: 9-10]。納税証明書は示などの形式で発給されたのかもしれない。

40) たとえば『黎明朝令善政壺本』巻2、戸属、癸亥正和4（1683）年夏4月、旨伝挿立木牌例、第60葉表～裏に「一、諸管奇隊船及各員衛等、係茲期奉准給制禄・口分并随行・皂隸・祀事各県社村庄崗冊寨所坊溝、奉挿立木牌、応遵如令例。照隨社内人率、每百人許古銭二貫、或不満一百人亦許古銭二貫。如某社人率多者、照依此例。其奉令拜寨、許每巨社沙牢一隻、准古銭五貫、每中社沙牢一隻、准古銭三貫、每小社

これらの項目の計算方法が記載されている。鄭王府系統の徴税者が規定額以上の税や各種経費を日常的に徴収していたことは桜井由躬雄の指摘があるが〔桜井1987: 189-199〕、恐らくはこのような過剰徴収を防止するための措置だろう（実際の効果は不明）。このように平例法では正規の税額たる「季税」すなわち田税・丁税だけでなく徴税者に支払う各種経費も村落ごとに規定され、村落に課される負担が確定・通達されたといえる。

ただし、本令旨の発給の意図は税額の通達や各種手数料の固定に留まらない。上掲の河洄社宛て令旨において、毎年の「季」の額を記した後に「うち功程（皂隸と同様の語か）として太廟殿を守るための季古銭96貫を赦し、ならびに金紇局に詣曉するための古銭3貫6陌4文を免除する」と記載されているのは、河洄社が太廟殿⁴¹⁾の維持管理に当たり、かつ金紇局に「詣曉」すなわち職人を提供する⁴²⁾代わりに季銭を一部免除されていたことを示している。太廟殿の維持管理については、たとえば景興4年4月13日付け令旨では、従来「功程」のために「季銭」96貫と各役が免除されており、なおも庸銭96貫や各役を免除することが決定されている⁴³⁾。前掲の景治8年の令旨では「季銭」の免除額が割注で記載されていることから「季の贓・紙札・

猪一口、准古銭二貫。至如奉仍給原該、只許奉令拝菓礼、其人率並停。若違者、有国法在。」とあり、制祿・口分・隨行・皂隸・祀事などの各社には木牌を立て、そのための経費を社内の丁数に従い徴収することになっていた。木牌を立てるのは、当該の社の性格を公に示すためと思われる。

41) 『大南寔録』正編、第一紀、巻23、嘉隆3（1804）年3月条、第18葉裏（慶應義塾大学言語文化研究所影印本）に「移建黎廟于清華。黎廟在昇龍城、黎族奏請移于布衛（社名。屬東山県。黎中興故地）」とあり、阮朝初期に黎朝の太廟が清化鎮布衛社に移転する前は、昇龍城に設置されていた。黎朝の太廟については〔井上2017〕も参照。『欽定大南會典事例』巻38、戸部三、祀田祀丁、第12葉裏（西南師範大学出版社、2015年）に「（嘉隆五年）又奏準山南上鎮旧黎廟皂隸民在鎮轄河洄・睢陽二社。茲伊廟移在清化鎮布衛社、仍換給皂隸一百率在伊社各村、身緡稅錢依例別取、以供祀事。至如旧皂隸民在河洄・睢陽二社一百率抽回、全受兵分・身緡稅錢依例。」とあり、黎朝後期には山南上鎮河洄・睢陽二社に太廟殿の皂隸100率が認められていたことがわかる。

42) 租庸調制の施行時に『歷朝雜記』巻3、保泰4（1723）年2月初6日条、第22葉裏（漢喃研究院所蔵VHv.1321）に「府僚奉議清父・四鎮皂隸・守隸与奉守官困、及草象・草馬・詣曉、各社丁率調錢、量除・全除有差。奉恭旨準送下承司並各府官遵行。…（中略）…一、詣曉・草象・草馬、各社民応全除。」という記述があり、「詣曉」の社民は調錢が免除されていたことがわかる。租庸調制施行以前の事例としては、石匠局の「詣曉」峽山県敬主社民が戸分（徭役系統の各種負担。後述）や捜差各役といった徭役系統の負担の免除が認められた際の付式文書が石碑に刻まれている（盛徳元（1653）年立碑、漢喃研究院所蔵拓本No.12005）。このように黎鄭政権期において「詣曉」は中央政府に属す局に職人を提供する村落を指し、職人の人数分の丁税や徭役系統の負担が減免されていた。

43) 「大元帥総国政尚師明王令旨上福県河洄社官員・色目・社村長…（中略）…全社等。『奉事太廟殿、原奉准量功程、除季銭毎年玖拾陸貫并饒各役』等因。已經查実。応准許為守隸、応務守把宿直。通年量除庸錢古銭玖拾陸貫、其官田不得別給留出租錢、以為買卜奉事脩理各役、遵如旧規。及培築築立堤路・戸分・郵亭・捜差各役、仍並准饒、以便奉事寿国脈。其奉差及各衙門当遵奉除、不得擾捉。違者有国法在。茲令。景興四年四月十三日」（『河東省常信府上福県河洄総各社神勅』第50葉表～裏）

柴礼」に「季銭」の正規額が含まれており、金額から判断して賍がそれに当たることは間違いない。すなわち前掲の景治8年6月20日付け令旨は村落ごとの「季税」の正規額および手数料だけではなく税額に関連する全事項を記載し、各村落に通知したものと見て良いだろう。令旨を発給することで毎年の村落ごとの鄭王府に対する納入額を確定させ、その額の納入を村落に請け負わせたのである。これは、付加税も含めて村落ごとの税負担を数値化し、納入額の計算を簡便化する側面もあっただろう（もちろん、平例法以前から実施されていた可能性もある）。このように遅くともこの時点では、黎鄭政権は村落内部の人丁・田土の把握の断念を公的に表明し、村落は制度的にも公課負担団体としての性格を帯びていたといえよう。

景治8年6月20日付け令旨に当該村落の税額に関連する全事項を記載しているのは、ほかの長安府嘉遠県長安上社宛て令旨および山西鎮安山県栗柴社天福村宛て令旨においても同様である。天福村宛て令旨の場合は、「季」の賍・紙札・柴礼の額が記された後に、「税」について「本分の税例は慶津村に在り」⁴⁴⁾ すなわち共に栗柴社に属す慶津村の名義で納入することが記されており、税額も慶津村宛て令旨（その内容は現在に伝わっていない）に記載されていたと思われる。

長安上社宛て令旨の場合は、「季」の賍182貫9陌14文、紙札36貫5陌51文、柴礼32貫7文・米642籩⁴⁵⁾の合計額291貫6陌56文のうち23人を「壹兵」に充当されているため古銭40貫1陌44文が免除され、残りが251貫5陌12文であること、「税」の賍189貫9陌6文、紙札37貫9陌51文の合計額335貫9陌6文のうち祀事として48貫、「另口分税」として60貫がそれぞれ免除され、残りが227貫9陌6文であることが記載されている⁴⁶⁾。「壹兵」⁴⁷⁾は長安上社から徴発された兵で

44) 「山西省安山県栗柴総多福祉券例」第20葉裏に「存本分税例在慶津村。其税例或銭或粟、存查編遵此奉行。」とある。

45) 「一、奉查経籍以黄鍾之管中容粟子一千二百為龠、十龠為合、十合為升、十升為斗、十斗為斛、斛即石。是五量法。其旧官銅鉢与此不合、茲後依五量法收取税粟如例。其染〔柴〕札并試選場各役米亦以官合一体。如旧官銅鉢應進納改鑄斂行、以為万世良法。」（『黎朝詔令善政壹本』巻2、戸属、甲辰景治2（1664）年夏5月、定粟米量法令、第50葉表～裏）

46) 「全年季賍紙札与柴礼共古銭貳百九拾壹貫陸陌五拾陸文（内有二兵貳拾參人為壹兵、那本身季礼共古銭四拾貫壹陌四拾四文）、止存古銭貳百五拾壹貫五陌拾貳文。賍銭壹百捌拾貳貫九陌拾肆文。紙札銭參拾陸貫五陌五拾壹文。柴礼銭參拾貳貫柒文。米陸百肆拾貳龠。全年税賍紙札共古銭參百參拾五貫九陌陸文（内除祀事税例銭肆捌〔肆拾捌〕貫并本社另口分税銭陸拾貫）、止存古銭貳百貳拾柒貫九陌陸文。賍銭壹百捌拾九貫九陌拾五文。紙札銭參拾柒貫九陌五拾壹文。景治捌年陸月貳拾日」（『寧平省儒閣府嘉遠県長安総各社神蹟令旨文碑』第7葉裏～8葉裏）

47) 「一兵」はデルタ四鎮および清化鎮長安府から徴発された兵を指す（たとえば『大越史記全書続編』巻2、保泰6（1725）年10月条に「命始揀一兵、以明年春大閱、定為例。…（中略）…乃下令四鎮及長安府諸揀一兵、各照寔數」とある）。ただ他史料で長安上社の兵を「優另」と呼ぶものもある（注50）。これは

あり「另口分税」は兵に支給される口分田を指す。另兵と口分田はそれぞれ「季」・「税」を免除されており⁴⁸⁾、本令旨の発給直前に長安上社に対して発給された景治8（1670）年3月初9日付け令旨では、長安上社に割り当てられる理国府⁴⁹⁾の各奇隊船25人に対し、長安上社の官田租を一人当たり3畝支給することとされている⁵⁰⁾。とすれば官田租は75畝となり、田税は一等が畝ごとに1貫、二等が8陌、三等が6陌であるので（注48）、75畝で合計60貫ということは当該口分田が二等であることになろう。ただし「壺兵」として免除される季銭40貫1陌44文の算出方法は不明である⁵¹⁾。また祀事については、先行研究では功臣の祭祀とされている。長安上社は「功臣祀事等項の田」を支給されており（注50下線部）、これに当たるのだろう。ただし長安上社の場合は、保泰5（1724）年の令旨によれば、丁先皇帝（丁部領）の祭祀により祭田租が免除されている⁵²⁾。この祭田も「祀事」に含まれる可能性もあると考えられる。

このように、景治8年6月20日付け令旨には村落ごとの税額や納税に関連する全事項が記載され、各村落に発給されていた。令旨を発給することで毎年の村落ごとの鄭王府に対する納入額を各村落に通知するものであり、平例法による税額改定が完了したために実施されたことは間違いない。遅くともこの時点では、黎鄭政権は村落内部の人丁・田土の把握の断念を公的に

黎朝復興の主力となった清化・乂安出身の兵士で、大いに優遇されたので「優兵」と呼ばれた。

48) 『歴朝憲章類誌』卷29、国用誌、賦斂之法に「是年（景治2年）、定各鎮賦税平例。其法、計民丁而賦、曰季銭。人一貫八陌。始補庄寨、人一貫。各所人一貫二陌。度官田土而征、曰税銭。一等畝一貫、二等八陌、三等六陌。舊納粟者、每一百斤准代納三貫。文官・隨行使臣・饒夫・志願另兵、皆免季。功臣田・使田・祀祭田・另兵口分田、皆免税。」とあり、另兵は「季」を、另兵口分田は「税」を、それぞれ免除されていた。

49) 永寿3（1660）年に鄭根が節制に任じられた際に開設したのが理国府である。注33参照。

50) 「大元帥掌国政尚師太文〔父〕徳功仁威明聖西王令旨。理国府各奇隊船貳拾五人、在嘉遠県長安上社、應准給本社官田租、每人參畝、已有旧給本社官田租肆畝并添給官田租柒拾壺畝、共柒拾五畝、許同本社另兵均分、邇年為口分衣糧、侍王府応務。其奉差該徵官、及所該官等衙門、應奉除稅分、不得擾収。如社内有別給功臣祀事等項田、已除。若生事占濫有罪。茲令。計。理国府優另貳拾參人、績祿侯優另貳人。景治捌年參月初九日」（『寧平省儒閣府嘉遠県長安総各社神蹟令旨文碑』第10葉表～裏）

51) 「季銭」は一丁当たり1貫8陌であるので（注48）、「壺兵」23人分の「季銭」は41貫4陌になるはずである。

52) 「大元帥総国政師上尚父威明仁功聖徳安王令旨。嘉遠県長安上社…（中略）…全社等係皂隸奉事丁先皇帝、原累奉饒除祭田并季銭古銭貳百陸拾貳貫參陌貳拾四文・米陸百陸拾柒銖及戸分、已經查寔」等因。応仍許為皂隸奉事、全年祭田租并身庸共銭壺百陸貫九陌貳拾文・米參百陸拾陸〔陸拾〕銖、与准例量除調銭貳百率。由丁率頗少、止除見在之數、以為奉事。其官田土租共古銭壺百四拾捌貫五陌捌文・粟子貳百參拾柒銖肆分、并私田租古銭拾九貫貳陌參拾柒文、照數投納。其奉差及各衙門當遵奉除。違者有国法在。茲令。保泰五年九月拾貳日」（『寧平省儒閣府嘉遠県長安総各社神蹟令旨文碑』第21葉表～裏）

表明し、村落は制度的にも公課負担団体としての性格を帯びていた。これらの令旨が発給された景治8年の前年景治7年には、各社に徴税に赴く際には「令」すなわち令旨を书写すること、一社あたり員一名をつかわすこと、その令旨には「季税」や染札・賍・紙札などが記載されていること、「奉令」（令旨を各村落に交付する際の手数料か）としてはブタ・酒のみを社民から受け取ることを許すこと、「例外の賀餞錢財各物」を要求してはならないこと、などが規定されている。ここで記されている「令」すなわち令旨が前述の景治8年6月20日付け令旨に当たることは間違いない。ここからも「季税」の額に加えて付加税や各種手数料を規定することを意図して令旨がされたことが確認できると同時に、これらの令旨が徴税のために各村落に派遣された官員によって支給されたことがわかる⁵³⁾。

先学が指摘したように、平例法施行時に確定された税額は、1710年代までほぼ変化することにはなかった。平例法によって、固定化した税額を村落単位で納入させる状況が事実上確立したといえよう。

3 徭役系統の負担

以上で論じたように黎鄭政権は、平例法施行時に確定した村落ごとの納入額を令旨によって各村落に通達していた。ただし、このときに発給された令旨の中に当時各村落に課されていたすべての公的負担が記載されていたわけではない。それが徭役系統の負担である。徭役系統の各種負担は保泰3（1722）～4（1723）年の税制改革で調銭に一本化され銭納が課されることになるが、『大越史記全書続編』によれば、このときに調銭に一本化された各種役務に「牌表・祠祀・堤路・橋梁・殿廟・倉庫諸務」があったとされる⁵⁴⁾。『歴朝雜記』にはこの記事に対応するより詳細な記述があり、「旧制では毎年の牌表・四季祭・春祭・丁祭・厲祭・券場・券庫の銭は、県官が戸分の率数（徭役系統の負担が賦課される丁数）に照らして割り当てて徴収していた。堤路・橋梁、および廟殿・官困を修理するなどの事項の銭は、鎮守官・承司官が率に照ら

53) 『黎朝詔令善政考本』巻2、戸属、己酉景治7年秋9月、旨伝禁戒各條、第53葉裏～54葉表に「一、奉差往取社民、応写令、毎社差員一名。其季税与染札并詣曉各物、賍・紙札並著入令内、使民得遵如令投納。其奉令応許猪酒、不得索取例外賀餞錢財各物。違者、許社民鳴告、査実、随軽重論。」とある。なお原文中の「其季税与染札并詣曉各物、賍・紙札並著入令内」の箇所は難解である。前述のように「詣曉」は中央政府に属す各局に職人を提供しその人数分の丁税や徭役系統の負担などが減免されていた村落を指す（注42）。そのため当該箇所は「季税（正規額）、染札、詣曉各物、賍、紙札はすべて令旨内に記入する」と解釈せざるを得ないが、とすると季税（正規額）と賍が並列されていることになり齟齬が生じてしまう。また公的負担が減免される項目の中でも詣曉のみが挙げられているのも不自然である（公的負担が減免されるものには、ほかに〔吉川2021〕で取り上げた皂隸や守隸などもある）。

54) 『大越史記全書続編』巻2、保泰3年10月条。調銭の実施については〔竹田1969: 128-129〕を参照。

して均分して割り当て人をつかわして徴収していた」とある⁵⁵⁾。これらのうち牌表は官衙での儀礼関連の負担を指す〔吉川2021: 71-72〕。すなわち保泰3～4年の税制改革で調銭に一本化された各種負担には、儀礼（牌表）や国家祭祀（祠祀／四季祭・春祭・丁祭・厲祭）、水利事業（堤路・橋梁）、郷試の試験場（券場）、倉庫（券庫）関連の負担が存在したことになる。同時代史料で「戸分」と総称されることも多いこれらの各種負担は、『大越史記全書統編』巻4、景興4（1743）年正月条では、牌・表（官衙での儀礼）、祭（各種国家祭祀）、券（堤防や橋梁の工事、倉庫・試験など）と呼ばれ、牌・表は承憲二司、祭は府県、県は鎮守にそれぞれ属していたとされる⁵⁶⁾。これらの各種負担は、前述の景治8年6月20日付け令旨の中に記載されていない。そこで、まずは編纂史料中から関連する規定・政策を拾い集めていく。

まず国家祭祀については、福泰3（1634）年5月に「奉事四尊令」⁵⁷⁾が出されており、従来「四政」（山南・山西・京北・海陽四鎮）各県や寿昌・広徳二県の民が従事していた「四尊」（南郊壇昭事殿・太廟・国子監・世祖明康太王（鄭検）宮廟）の各役（「理作・構作・補築・補砌及削草」）は、今後（「四尊」が位置している地域の一部の）各社の民に集中させ、その他の民は「券銭」を納入させることが規定されている。同年7月には「戸分各役定例令」⁵⁸⁾が出されてお

55) 「定行調法。旧制通年牌表、四季祭・春祭・丁祭・厲祭・券場・券庫銭、由県官照戸分率数補収。其堤路・橋梁、及修作廟殿・官園等銭、由鎮守・承司官照率分補差収。」（『歴朝雜記』巻3、保泰3（1722）年12月初8日条、第21葉表～裏）

56) 『大越史記全書統編』巻4、景興4年正月条に「復保泰調法。中興初、牌表祭券、皆於戸分取之。牌者、生辰・正旦、各衙門行望拜礼、是夜有歌席・宴筵。表者、預前進賀表礼、折日行拜表礼、是夜亦有歌席・宴筵。祭者、丁祭〈春秋二祭、国学・郡学、行釈奠礼〉・厲祭〈府官三時致祭無嗣鬼神〉・官廟四季祭〈祭高皇帝、以王家列位、及功臣范篤・阮有僚・鄧訓・黎時憲等配享〉・百神春祭。券者、堤路・貢口・橋梁・倉庫・試験。其收納、付之県官、牌表属承憲二司、祭属府県官、券属鎮守。保泰壬寅、議以收納煩碎、更定調法。全年収每丁古銭六陌、牌表祭券総在其中。後以橋梁・道路多有廢壞、復議収戸分銭。已而勾催・収送、弊竇百出。王深知其弊、去年併与兵政租法。至是行之。」とある。「戸分」および「牌表祭券」については〔吉川2021: 71-72〕も参照。

57) 「一、恭事南郊壇昭事殿、東西兩架及更服殿・各儀門、内外庭砌磚、四圍土墻。太廟殿工字殿四連、儀門三連、内庭砌磚、四圍城。国子監大成殿、東西兩廡、儀門四連、及明倫堂東西講堂・榮儒儀門四圍繚墻。世祖明康太王宮廟〈在棗夢〉工字三連、左右行廊二連、橋一連、四圍土墻。通年理作・構作・補築・補砌及削草、旧例各県社另項并各項及寿昌・広徳二県各坊応作。茲已添給各社民守看応務恭事四尊敬所。其各事務応付行以專其役為永久制、並准饒四政各県社及寿昌・広徳二県、応作券銭、以舒民力、強國脈。」（『黎朝詔令善政老本』巻3、礼属上、奉事四尊令、第66葉表～裏）

58) 「一、係奉官廟四季、每季准大社古銭三陌、米六鉢、每鉢五合、四季祭共古銭一貫二陌、米二十四鉢。每中社古銭二陌、米四鉢、四季祭共古銭八陌、米十六鉢。每小社古銭一陌、米二鉢、四季祭共古銭四陌、米八鉢。其丁祭、每年三期、應准每大社古銭六陌、米十二鉢、每中社古銭四陌、米八鉢、每小社古銭三陌、米六鉢。県官遵依輪流奉行祭礼。并上中下等各神祠・古跡、旧例某総社応祭、応付県官収取銭米、応行府官行礼、二司吏看准如例。某社始求封某祠、本社應別出礼物応祭、府県官並停止行礼、以省民費。其二司

り、宮廟（鄭氏の宗廟）の四季祭や丁祭（孔子の祭祀）、上等・中等・下等の各神祠・古跡の祭祀の際に各社が県に納入する錢・米が規定されている。「四尊」の各役を一部の民に集中させた「奉事四尊令」に対応しており、国家祭祀関連の役務に従事しない民の負担を錢納化させた規定といえる。また宮廟などの祭祀において、二司（賛治承政使司と清刑憲察使司。それぞれ民政と監察を担当する鎮官）や府県官が「県官相見・接賓・看准・押作等の礼」を求めることが禁止され、また「須知・開豁・表牌等の礼」は定例があると記されている。これらは恐らく祭祀の挙行を担当する二司の官や府県官らが各祠廟に赴いた際に当該村落が支払うことが慣例化していた各種経費と思われるが、詳細は不明である。いずれにせよ、宮廟の祭礼や地方の国家祭祀は二司や府県が管轄しており、上述の錢・米は基本的に各村落が県官に納入するものだったと考えられる。

儀礼（牌・表）関連の負担については、永寿3（1659）年夏5月に「表牌等礼定例令」が出されている。それによれば「毎年慣例として各衙門の公堂に納め、ならびに礼錢・礼米を運搬するのが少し多く、多額の費用がかかっていたので、既にそれぞれ差等をつけて減らすことを決定した。今後表・牌を納めるのは二期とし、一期当たり大社は古錢六陌、中社は古錢四陌、小社は古錢三陌とし、米はみな停止する。期になれば県官に納め、そこで各衙門に転納し、令の通りに遵守し送付して奉じておこなうように。」とあり、従来の表・牌が多額で運搬のためにコストが発生していたので、米の納入を停止して錢納に一本化し、負担を軽減したという⁵⁹⁾。その後「各処表礼」として「上進礼銀子二鎰」などが挙げられているが、これは処すなわち鎮ご

并府県係奉宮廟祭及各祭、不得要索県官相見・接賓・看准・押作等礼、其須知・開豁并表牌等礼、已有定例。県官濫取者、許社民投告二司、以貶罷論。若某權貴及不等員人固執社民戶分、許県官投告二司、以憑糾拳。其二司固執、許県官投告御史台。查寔論行有官職則貶罷、無官職則重罰。」（『黎明朝詔令善政壹本』卷3、礼属上、戸分各役定例令、第67葉表～裏）

59) 「一、表牌等礼、毎年例納在各衙門公堂、并担礼錢米稍多、頗有煩費、已論省有差。自茲納表牌二期、每期大社古錢六陌、中社古錢四陌、小社古錢三陌、其米並停。至期納在県官、仍轉納在各衙門、遵如令送奉行。或某県官違令濫取、及某社民倚勢不出、並許投告憲司。查寔、官則以貶論、民則以罰論。一、各処表礼一期。上進礼銀子二鎰、謹進礼銀子一鎰、恭進礼銀子一鎰、皇太子謁礼古錢五貫、公位謁礼古錢二貫…（中略）…。以上各処已准例納表礼二分、其山南処県数多、應增納優各処一分。一、各処県官、納在二司表礼分錢并公堂侍夜・賞標・盤具・什物等錢、照依大中小県有差。一、大県准納表礼分錢在奉進表官古錢十貫、并侍夜・賞標・盤具・什物古錢二貫、承司公堂古錢二貫、憲司公堂古錢一貫、均分官吏有差。中県准納表礼分錢在奉進表官古錢八貫、并侍夜・賞標・盤具・什物古錢一貫五陌、承司公堂古錢一貫五陌、憲司公堂古錢八陌、均分官吏有差。小県准納表礼分錢在奉進表官古錢六貫、并賞標・侍夜・盤具・什物古錢一貫、承司公堂古錢一貫、憲司公堂古錢六陌、均分官吏有差。一、各処府県校等官并祠丞・寺使・僧道・教坊・勸農・河堤・市評・市長及各社村市渡、例有表心礼、納在承司。茲並准饒。」（『黎明朝詔令善政壹本』卷2、戸属、庚子永寿3年夏5月、表牌等礼定例令、第44葉表～46葉裏）

とに各種名目で中央（ここではおそらく黎朝朝廷）の各衙門に納入される礼銀と思われる。そのほか、各県官が二司に納入する「表礼分錢」、公堂（鎮衙門）に納入する「侍夜・賞標・盤具・什物」などの額が規定されている。詳細不明の項目が多いが、基本的には各村落が県に納入し、県から鎮（二司など）、鎮から中央の各衙門へそれぞれ納めることとなっていたのだろう。『大越史記全書続編』巻4、景興4年正月条で牌・表が各鎮の承憲二司に属すと記されていたのは、各鎮から中央に納入されていたためなのかもしれない。なお前述のように福泰3年の「戸分各役定例令」で表・牌が挙がっていたので、表・牌から国家祭祀のための費用も出されることもあったと思われる。

また郷試場関連の負担については、永寿3年夏6月には「郷試場事例令」⁶⁰⁾が出され、郷試の券場・什物・供頓のために納入する錢・米が規定されている。券場は郷試の試験場を指し、什物は試験のための必需品、供頓は試験官のための供応を指すのだろう。県官の濫収が戒められているため、これらも県官が徴収していたと考えられる。

水利関連の負担については、永寿3（1660）年の「詳政目品條令」⁶¹⁾および景治2（1664）年の「勘築堤路令」⁶²⁾で水利事業の手順が規定されている。それらによれば、毎年9月に県から各社に通知が送付され、10月に県官が各社の堤防工事の必要性を調査して承司に報告し、工事の規模に従って当該の社や近隣の社に負担を割り当て、大規模な場合は別の県や総から労働力を徴発することになっていた。また工事期間は翌年正月～2月下旬とされている。また「詳政目

60) 「一、前期郷試券場什物供頓錢米過多。茲各從簡約、已論省減、准定有差。每大社古錢一貫六陌・米三十鉢、每中社古錢一貫二陌・米二十鉢、每小社古錢八陌・米十五鉢。或某県官違令濫取、及某社民違納慢不納、並許投告在憲司。查実謹啓、官則以貶論、民則以罰論。一、券場各事、准錢有差。…（中略）…一、什物准納有差。…（中略）…一、供頓每日准納有差。…（後略）…」〔黎朝詔令善政壹本〕巻3、礼属上、庚子永寿3年夏6月、郷試場事例令、第72葉表～77葉表）

61) 「一、堤路以除水患。各処承司通年九月応帖送県官、転送属内各社、某社有堤路破潰、頽落衝要、許県官預先勘度。十月備呈承司、親行查勘、某堤路応築、至十二月上旬、進啓論行。准令差畢、待明年正月、奉行応築。若緩慢逾期、致妨農事、并某社堤路応築、而県官及承司要索礼錢、不有備類、或不応築、而陰受私礼、妄自備類、各許社民鳴告。查寔、並以貶罷論。」〔黎朝詔令善政壹本〕巻7、工属、庚子永寿3（1660）年冬10月、詳政目品條令、第91葉裏～92葉表）

62) 「一、堤路以除水患便民事。間者押築堤路、多以遠隔水勢不及、県民就築、以致人民置券、頗損銀錢、未便於民。其承司官、茲後應遵旧規、許各県県官通年十月、拋社民单告勘寔備類、仍分差親行勘度、某県社村有堤路・水竇・水閘、地分沿大小江、隨某功程小大分補。小則或本社、或添附近、大則或本県総、或添別県総、各以水勢所及、任為私役、照如郷飲。待明年正月開印後、督押築作、期二月下旬完成、得便耕作食力、以遂生業。仍付県官、辰常管照、如見乘水勢掘穿破壞小路、并旧額堤路頽落、卑塌慘漏、再勸催護築、使之堅寔。若大堤衝要并破潰、水勢連及別処、可立別堤、功程浩大、應啓稟差官押作奉行。其所奉押作、合嚴戒本吏不得要索社民各礼錢米、以省民費。」〔黎朝詔令善政壹本〕巻7、工属、甲辰景治2（1664）年冬12月、勘築堤路令、第92葉裏～93葉裏）

品條令」では、某社の堤防の建造にあたり県官や承司が礼銭を要求したのに報告（「備類」）しなかったり、工事をしていないのにひそかに「私礼」を受け取って報告したりすれば、社民が訴え出ることを認めている。また「勘築堤路令」では、「本吏」（県や承司の吏だろう）に「各礼の銭・米」を要求することを禁止している。これらの文言は、水利事業の管轄は県官や承司であること、また水利事業に際して担当の官吏が当地の村落から礼銭や礼米を要求することが一般化していたことを示唆しよう。

このように徭役系統の負担といっても国家祭祀や郷試場、水利事業など、後に調銭に一本化される様々な項目が並立し、それぞれ個別に政策や規定が出されている。これらの規定が出される以前にこれらの負担が村落に課されていなかったとは考え難いため、上述の各規定はおそらく県官らの課徴に制限を設けたものだろう。

またこれらの負担のうち国家祭祀や郷試場関連の負担は銭・米での納入が規定されており、17世紀半ばの時点では銭・米に換算して各村落に賦課するのが一般化していたようだ。一方水利関連の負担については、この時点では銭納の規定はなく、基本的に水利事業の必要性があればその都度当該村落や近隣村落から労働力を徴発していたと考えられる。だとすれば各種役務と一口に言ってもあるものは銭納、あるものは労働力を直接徴発というように、賦課形態は様ではなかったと思われる。

1660年代に平例法が施行され、田税と丁税の均等化が進められた際も、徭役系統の負担については個別に政策や規定が出されている。郷試場各役については、景治8（1670）年9月に「旨伝分補郷試場各役」⁶³⁾が出され、「奉事・諳暁・草象・草馬・馭亭の各社民」が非常に多く、県内で負担に偏りがあるとして、承憲二司から転送して各県に「分補」すなわち均分して割り当てるよう命令させている。「奉事」は皂隸や守隸など官衙や神祠、仏寺などの維持管理に当たる見返りに税・役の減免を認められていた村落〔吉川2021〕を指すのだろう。「諳暁」は前述したように手工業生産などの職人を中央に提供している村落を指すようで、「草象」・「草馬」は詳細不明だが、これらは後の租庸調制の施行と同時に出された保泰4（1723）年の規定では、調銭の免除が定められている⁶⁴⁾。すなわち、17世紀半ばの時点でも、各種役務が免除されていた可

63) 「一、係茲期郷試場各役、已奉頒勅旨、照巨中小各社出銭米有差。但其間各條、有奉令奉事・諳暁〔諳〕暁・草象・草馬・馭亭各社民頗多、以致県内偏受、輕重不均。其承憲二司官応公同作急転送属内各県県官、偏類県内各社民、有奉令准除若干、寔存若干。仍拋巨中小社銭米総数、分補各県、共受応作試場并供頓什物。不得拘以旧率而生事要素、以均力役。」「〔黎朝詔令善政叢本〕卷4、礼属下、庚戌景治8年秋9月、旨伝分補郷試場各役、第18葉裏～19葉表

64) 「府僚奉議清又・四鎮皂隸・守隸与奉守官困、及草象・草馬・諳暁、各社丁率調銭、量除・全除有差。奉恭旨準送下承司並各府官遵行。…（中略）…一、諳暁・草象・草馬、各社民応全除。」「〔歴朝雜記〕卷3、

能性が高い。そのような各役を免除される村落が多く、一部の村落に負担が偏重しているため、「旨伝分補郷試場各役」により負担の均等化を目指したのだろう。前稿〔吉川2021〕では、公的負担の免除をめぐる官に働きかける村落の動きを考察したが、17世紀半ばにおいても村落住民は自身の負担の軽減のために積極的に官への働きかけをおこなっており、その結果一部の村落の負担が過重になっていたのかもしれない。

また同年11月に「計率応役令」⁶⁵⁾が出され、もし「奉差」されて堤防や水閘の建造、港口の開鑿、橋梁の修築、道路の建造などがある場合は丁率に応じて均等に賦課するよう命令し、村落間の徭役負担の均等化を図っている。ここでは「奉差」とあるので鄭王府系統の奉差官が各種公共事業を担当することとなっている。前述のように少なくとも1660年代の水利事業の規定では課徴を担当していたのは県官や承司など黎朝系統の地方官だったが、鄭王府系統の鎮官も各地方での公共事業を担当することがあったのだろう⁶⁶⁾。前掲『大越史記全書続編』巻4、景興4年正月条では、水利事業関連の負担が属す券は、租庸調施行以前は鎮守に属すと記されていた。17世紀後半から18世紀初頭の間には鄭王府系統の鎮官が担当するようになったのかもしれない。

永治3（1678）年秋7月の「議行郷試條例」⁶⁷⁾では大坊社冊は古銭2貫・米65鉢、中坊社冊古銭1貫・米50鉢、小坊社冊古銭1貫・米35鉢と規定すると同時に、某坊社冊が令旨を奉じて戸分の券場各役を免除されていたとしても、試法は重大な法令であるという理由で、（それらの坊

保泰4（1723）年2月初6日条、第22葉裏）。

65) 「一、各処府県州社庄崗冊寨所等、係另率併〔并〕季銭、已有単補成例。繼今如有奉差督押築作堤路・水閘、開鑿港口、修作橋梁、削治道途、研作官板等事務、依人率分補、以均力役。其奉令札亦依人率、許做每百人古銭四陌、納在奉差官、准為日用応務。其餘多少併如此例。這事有閩民政、合遵奉行、永為恒式、以均力役。信令行。」（『黎朝詔令善政壹本』巻7、工属、甲辰景治8（1670）年冬11月、計率応役令、第95葉裏～96葉表）。この規定は『各衙門勾差』第52葉裏～53葉表（漢喃研究院所蔵A.331）にも収録されている。

66) 〔吉川2021: 76-77〕で取り上げた事例だが、1660年代後半には山西鎮明義県物頼・物安二社が免除されるべき各種材木を奉差官らによって徴発されたとして黎朝皇帝に上奏している。もっとも、これは従来徭役系統の課徴を免除されていた物頼・物安二社に対しても負担を賦課したためかもしれない。

67) 「一、応作試場事務并買辨供頓什物、承憲二司官応転送属内各県州官、收取逐項銭米、量作応用。其清華・父安・四鎮、応収每大坊社冊古銭二貫・米六十五鉢、中坊社冊古銭一貫五陌・米五十鉢、小坊社冊古銭一貫・米三十五鉢、每鉢六合。其藩鎮各処、応収每大社冊使銭一貫・米二十鉢、每中社冊使銭八陌・米十五鉢、小社冊使銭陸陌・米十鉢、每鉢亦用六合。不得過濫並收取応作及投納場内、応用各事務。某県遠阻、許隨便置券、不得私置与二司吏并權貴・所該及豪横等人濫取過例、致費民財。違者許坊社民、外告憲内告該道、糾率論罪。某坊社冊雖有奉令准除戸分券場各役、然試法乃是大典、亦応共受券銭、与各社同。若某坊社冊倚恃權勢、及托謂「已有令除、不出券銭」、許県州官糾在府尹憲司。查寔論罰、并培収券銭還券人、以懲頑民。其士人有応試者、並准饒。」（『黎朝詔令善政壹本』巻4、礼属下、戊午永治3（1678）年秋7月、議行郷試條例、第22葉表～裏）

社冊も)同様に応に共同で各社と同様に券銭を負担させている。

このように各種役務は、平例法前後で変わらず個別に政策や規定が出されており、負担の均等化も個別に目指されている⁶⁸⁾。さらに注目すべきは、以上の種々の徭役系統の負担がいずれも平例法で各村落に発給された景治8年6月20日付け令旨の中には記載されていないことである。これは、徭役系統の各種負担が令旨の発給を通じた各村落の鄭王府への納入額確定の対象外だったことを意味する。前述のように景治8年6月20日付け令旨で各村落に通達されたのは田税や丁税および各種の手数料や経費の額であったが、これらは基本的に「所該」や「該民」と呼ばれる鄭王府の徴税者が徴収していた。一方徭役系統の負担に関する規定では、これらの鄭王府の徴税者はほぼ言及されておらず、大半は承憲二司や府県官といった黎朝系統の地方官が課徴を担当していた。このことは、1660年代の時点では依然として黎朝系統の統治機構が徭役系統の負担を管轄していたことを示唆しており、景治8年6月20日付け令旨に記載されていなかったことも納得できよう。

以上のような平例法の性格は、近世中国の財政を想起させる。中国では宋代に地方経費の可処分部分が消滅し、明清時代にも権力機構末端の地方官府に対して正規の財政措置がなされていない[宮澤1999: 296-299][岩井2004: 44-45]。加えて国家財政の正額の変動は最小限だった。そのため、徴収数量を変動させることが可能な徭役系統の課徴の多くは地方官吏にとって硬直した正規の国家財政を補完する柔軟な収入源となっており、財政的要請に応じて膨張する傾向があった。その結果、正規の国家財政の埒外で種々の追加的課徴が発生していた[岩井2004: 43-63, 407-438]。黎鄭政権において、田税や丁税と異なり徭役系統の課徴は黎朝系統地方官(府県・承憲二司)・鄭王府系統鎮官が担当していたが、近世中国と同様、この徭役系統の課徴はこれらの地方官の収入源となっていたのではないだろうか。もしそうだとすれば、前述の景治8年6月20日付け令旨では国家財政の枠内すなわち村落ごとに鄭王府に納入すべき田税や丁税の額、およびそれらの税目の徴収者に支払う各種経費のみを確定し、黎朝系統地方官や鄭王府系統鎮官の収入源たる徭役系統の負担には手をつけなかったことになる。

4 租庸調制

(1) 租庸調制の概要

保泰3～4年の税・役制改革は六番の設置など鄭王府系統行政組織の拡充(1718年)を背景とすると共に、軍事面での清化・父安二鎮への依存を軽減するため保泰3年に四鎮各社での本

68) 管見の限り国家祭祀関連の負担について、その均等化を意図した規定は発見できなかった。

格的な徴兵を開始するなどの一連の改革とあわせておこなわれた。これらの改革と合わせて全国的な土地測量が実施されている [上田2019: 74-75]。具体的には、永盛15 (1719) 年11月に土地測量を命じる諭がくだされ⁶⁹⁾、永盛16 (1720) 年3月に四鎮の県官に土地測量を命令している⁷⁰⁾。また、保泰2 (1721) 年には、再度各鎮の承憲二司に土地測量を命令している⁷¹⁾。丁簿については、保泰5 (1724) 年11月、丁簿 (戸籍) 編纂の方式を規定している⁷²⁾。そして保泰3～4年の税・役制改革では後述する調銭施行のほか、徴兵にともなう四鎮からの税収減少を補填するため、私田への課税がおこなわれた [Nguyễn Thanh Nhã 2013: 50-53] [上田2019: 75]。この時に作成された地簿・丁簿の現物は現存していないが、山西鎮國威府丹鳳県楊柳社の丁簿・地簿の写し⁷³⁾ および清化鎮長安府安謨県堯池社の丁簿の写し⁷⁴⁾ が、それぞれ現在に伝わっている。

租庸調制について注目すべきは、徭役系統の負担が調銭に一本化され、一丁当たり銭6陌が徴収されたことである [竹田1969: 128-129]。これまで項目ごとに個別に政策が出されていた各種役務を一括して銭納させることで、課徴と計算の簡便化を図る意図があったのだろう。また仮に、前述のように徭役系統の課徴が黎朝系統地方官や鄭王府系統鎮官にとっての収入源になっていたとすれば、恐らく調銭の開始によってそれらの負担を銭納させて鄭王府が回収し、各地方で必要な際に鄭王府から支給する形式に転換させる意図があったことも推測できよう。また徭役系統の負担の一括銭納化と同時に、前述のように従来は付近の住民に対して労働力を直接徴発していた場合も、鄭王府から資金を支給して民夫を雇用するようになったようだ。保泰6 (1725) 年には力役従事者を雇う際の金額 (「傭雇銭」) も規定され、一人一日当たり使銭1陌、役が非常に重ければ使銭30文を加え、最も重ければ使銭2陌とされている⁷⁵⁾。また清朝へ

69) 『大越史記全書続編』巻2、永盛15 (1719) 年11月条。

70) 『大越史記全書続編』巻2、永盛16 (1720) 年3月条。

71) 『大越史記全書続編』巻2、保泰2 (1721) 年5～7月条。

72) 『大越史記全書続編』巻2、保泰5 (1724) 年11月条。

73) 「楊柳社丁田土簿」(慶応義塾大学ス道文庫ガスパルドヌ文庫Gベトナム019)

74) 前述の「寧氏考訂」第23葉表～27葉表。本丁簿の内容は既に [Đinh Văn Viễn 2010] で紹介されているため、本稿では割愛する。

75) 『歴朝雜記』巻3、保泰6 (1725) 年11月条、第46葉裏～47葉表に「申定力役諸事宜。凡傭雇每人每日使銭一陌。間有某役頗重、加使銭三十文、尤重者倍加使銭二陌。其或力劣役不全日者、止許使銭三十文。又凡興作某役重者、量取傍近県社民応作、奉差官報県官、催来就役。其就役人数、許量取正丁半分、其傭雇銭、県官照率開領給発、要与每日一陌之例相符、事清旋即放回。又車駕行幸某処、如有催民開山築路、与構作橋梁・亭榭等役、其給発傭雇銭亦如前例。至於剗削平治与些小補缺者、地方民理当応作、停給傭雇銭。」とある。

の朝貢使節が通過する際の荷担ぎ人員についても、同時期に労働力の直接徴発から官銭を支給して民夫を雇用する形式に転換している [城地2021: 39-42]⁷⁶⁾。

景治8年6月20日付け令旨で計算方法が記載されていた各種経費についても租庸調制の施行にともない再規定がおこなわれている。黎鄭政権が18世紀に各村落に対して承派、承示、餞銭、筆墨銭などを納入させていたことは夙に桜井由躬雄が指摘しているが [桜井1987: 198-199]、保泰3 (1722) 年10月に租法・庸法が施行されると同時に、それらの各種経費が以下の通り規定されている⁷⁷⁾。

- 一、木牌礼については、(賍) 100貫あたり銭3貫の徴収を許す。奉令礼 (令旨を各村落に交付する際の手数料) については、(賍) 100貫あたり銭3貫の徴収を許す。もし賍が少なく30貫以下ならば、銭1貫のみ納めることを許す。改写の各礼 (令旨を再発給の際の手数料) は (奉令礼の) 半分とする。
- 一、木牌は員1人をつかわすごとに、銭3貫6陌を許す。令 (令旨など鄭王の命令) の受領が終われば社民が (木牌を) 京で受け取り、持ち帰って立てるのを許す。木牌・奉令 (礼) は実際に (令旨が) 発給されるのを待って初めて (徴収を) 許す。
- 一、(人)をつかわして季税を徴収することについて、毎年二期、社ごとに員2人をつかわすのを許す。もし賍が少なく50貫以下ならば、ただ1人をつかわすのみとする。餞銭は、100貫を率とする。(賍) 100貫ごとに餞銭7貫2陌の徴収を許す。人の派遣につい

76) ただし租庸調制施行以前には形式的には地方官吏が直接労働力を徴発することになっていたとしても、民間レベルでは駅伝の役を銭で肩代わりすることがおこなわれていた [城地2021: 41]。同様に租庸調制施行以前に直接労働力を徴発していた水利事業についても、このような金銭のやり取りを通じた肩代わりがおこなわれていた可能性はあろう。

77) 「一、租法… (中略) …。一、庸法… (中略) …。一、木牌礼、許每百貫準銭三貫。奏 [奉] 令礼、每百貫準銭三貫。如賍少自三十貫以下、許納銭一貫。改写各礼減半。一、木牌差員一人、許銭三貫六陌。奉令畢許社民領在京、將回挿立。其木牌奏 [奉] 令待寔給方許。一、差収季税、毎年二期、每社許差員二人。如賍少五十貫以下、止差一人。其餞銭、以百貫為率。每百貫、準餞銭七貫二陌。其差人、每百貫許差二人為例。一、差人飯例、許毎日二時。差員二人、折乾每盤銭二陌。一人、每盤銭一陌。其在民日期、一 [不?] 過一月。其差員余率干人、各許飯銭每人一陌。一、示派・筆墨銭、每務準銭一貫。一、猪榔酒、季税共準為一、每一百貫準銭三貫。其賍少自三十貫以下、準銭一貫。其口分民、加猪榔酒銭每百貫準銭三貫。其恩祿・制祿・寓祿各社忌礼銭、每百貫許納銭三貫。一忌婦一務、二忌婦二務。内圃子民每百貫許坐取帰函、榔飯・筆墨銭一貫。其員該存余進納、許每百貫準銭六陌。其照発・索取並禁。』『歴朝雜記』卷3、保泰3年10月初6日条、第16葉裏~17葉裏。この記述は『歴朝憲章類誌』卷32、国用誌、徴収之例、保泰3年条に簡略化されて収録されている。なお18世紀半ばの諒山鎮で各社の徴税を管轄する在地首長に対して下された令旨で、「木牌・示派・筆墨・猪榔・餞銭」について慣例の範囲内であれば徴収を容認している [吉川2019: 12-14]。なおそこでは「餞銭」を「銅銭や飯」と解釈したが「餞銭」の誤写かもしれない。

ては、(賍) 100貫あたり 2 人をつかわすことを慣例とするのを許す。

一、(季税の徴収のために) つかわした人の飯の慣例については、毎日二時(の提供)を許す。員 2 人をつかわした際は、(飯) 一盤ごとに銭 2 陌を代納する。1 人の場合は、一盤ごとに銭 1 陌とする。(徴税のために派遣された官員が) 民(の居住区域)に滞在している期間は一月を過ぎてはならない。つかわした員で余率の何名か(徴税のために派遣されたものの想定よりも税額が少なかったために発生した余剰人員のことか)は、それぞれ飯銭は一人あたり 1 陌の徴収を許す。

一、示派・筆墨銭について、務ごとに銭 1 貫の徴収を許す。

一、ブタ・檳榔・酒について、季税を合わせて一括し、(賍) 100貫ごとに銭 3 貫の徴収を許す。賍が少なく 30 貫以下ならば、銭 1 貫の徴収を許す。口分民については、ブタ・檳榔・酒の銭を 100 貫ごとに銭 3 貫の追加徴収を許す。恩禄・制禄・寓禄⁷⁸⁾ 各社の忌礼銭(各禄の受給者が忌日の祭礼をおこなう際に各社から徴収する銭か)については、100 貫ごとに銭 3 貫を納めるのを許す。(毎年)一忌の場合は一務で徴収し、二忌の場合は二務で徴収する。内圃子の民(税収が国庫に入る民丁)は 100 貫ごとに徴収して函に入れ、(一函ごとに) 椰飯・筆墨銭 1 貫とするのを許す。員該(所該)が残りを納入した場合は、100 貫ごとに銭 6 陌の徴収を許す。(官庫からの) 支出や(民への更なる) 索取はすべて禁止する。

これによれば、木牌礼が(租・庸) 100 貫ごとに銭 3 貫、奉令礼(鄭王の令旨を受領する際の手数料)が 100 貫ごとに銭 3 貫、改写各礼(令旨を再発給する際の手数料)がその半分、饒銭が 100 貫ごとに 7 貫 2 陌、飯は毎日二回、飯銭は派遣された者 1 人当たり盤ごとに銭 1 陌⁷⁹⁾、示派(承派、承示)・筆墨銭が務ごとに銭 1 貫、ブタ・檳榔・酒が季税 100 貫ごとに銭 3 貫などと規定されている。筆墨は「示派」と合わせて記されることが多い。「示派」は前述の景治 8 年 6 月 20 日付け令旨に記載される「承示派」に対応し、納税証明書を発給する際の手数料と思われる。とすれば、村落に対して発給する納税証明書の作成に必要な筆・墨(という名目の)経費だろう。

前述の景治 8 年 6 月 20 日付け令旨に記載された規定と比べると【表 3】、飯銭、ブタ・檳榔・

78) 寓禄は鄭王府で勤務しつつ黎朝系統官職を有する官僚、制禄は黎朝系統武官職を帯びる武人、恩禄は致仕した官員に対して、それぞれ支給される俸給である [上田 2019: 80-85]。

79) 飯銭については、18 世紀の別の記述にはつかわすのは一度に 2 人までで、かつ「毎時一盤」とあり、1 回の食事で 1 盤、1 日 1 人当たり 2 陌だったようだ [桜井 1987: 198]。

【表3】 黎鄭政権期の各種手数料に関する規定

景治8（1670）年		保泰3（1722）年	
項目	内容	項目	内容
承示派	一期当たり古銭5陌	示派・筆墨	務ごとに銭1貫
銭	「季税」古銭100貫ごとに古銭2貫、使銭100貫ごとに使銭2貫	銭銭	租庸100貫ごとに銭銭7貫2陌
		飯	毎日二時。員2人をつかわした際は飯1盤ごとに銭2陌。1人の場合は盤ごとに銭1陌
木牌・賀礼	社内の人率100人ごとに古銭2貫、200人は古銭4貫、300人は古銭6貫以上。人率が100に満たない時も古銭2貫	木牌礼	租庸100貫あたり銭3貫。員1人をつかわすごとに、銭3貫6陌
		奉令礼	租庸100貫あたり銭3貫
		改写各礼	奉令礼の半分
		猪榔酒	「季税」100貫ごとに銭3貫。30貫以下は銭1貫

〈典拠〉景治8（1670）年：『黎朝詔令善政啓本』巻2、戸属、庚戌景治8年夏6月、准定季税、第56葉表～裏（漢喃研究院所蔵A.257）／保泰3（1722）年：『歴朝雜記』巻3、保泰3（1722）年10月初6日条、第16葉裏（漢喃研究院所蔵VHv.1321）

酒（銭納）、筆墨銭などが新たに規定されている。恐らくは平例法によって手数料を固定化しても、徴税者は食事や筆・墨など様々な口実をつけて村落住民から財物を取り立てており、鄭王府は租庸調制の施行にともなってそれらの定額化を図ったのだろう。

以上のように租庸調制施行の際には、平例法施行以降停止していた地簿・丁簿の更新を再開すると共に、各種役務の一括銭納化、各種手数料の再定額化がおこなわれた。従前の研究では、租庸調制については私田への課税の開始などが注目されてきたが、徭役系統の負担や各種経費の点からも大きな改革であったことが窺えよう。

(2) 租庸調制施行後の変遷

租庸調制は急激な変革だったようで、租庸調制施行後まもない永慶2（1730）年に既に大きな方針転換を余儀なくされている。税・役制改革を主導した鄭桐が死去⁸⁰⁾してまもない永慶2年正月、節制鄭杠が⁸¹⁾租庸調制の改定を議論している。その理由は、調法の「出入が頻繁で、

80) 『大越史記全書続編』巻2、保泰10（1729）年10～11月条。

81) 鄭杠は保泰8（1728）年10月17日に節制に任じられている（『大越史記全書続編』巻2、同条）。

有司の施行に不都合があった」ためとされる⁸²⁾。筆者はさきに、従来徭役系統の負担が黎朝系統地方官や鄭王府系統鎮官にとって収入源であり、調銭の開始によって各地方で必要な際に鄭王府から資金を支給する形式に転換した可能性を指摘した。それが有司すなわち各地方の担当官僚にとって不都合だったとすれば、資金の支給をめぐる中央・地方間の交渉や手続きが煩雑になり、必要な時に必要な資金が各地方に行き渡らなくなったのではないだろうか。いずれにせよ開始後わずか7年で調銭は廃止され、「堤路・捜差・戸分の例」が復活する。調銭実施以前のように、徭役系統の負担を項目ごとに個別に課徴する形式に回帰したのだらう⁸³⁾。永慶2(1730)年12月2日には、公的負担が減免される皂隸の各村落に対し、以上の転換を反映した令旨を一斉に発給している〔吉川2021: 67-69〕。なお永慶2年には私田租の軽減⁸⁴⁾や丁簿の更新頻度を12年1回に改めることなども決定されており⁸⁵⁾、民の負担軽減や丁簿の更新のためのコスト軽減が図られている。

1730年代末から1740年代にかけて北部ベトナム全域で動乱が発生すると、再び民への課徴強化の傾向が強まる。景興2(1741)年には田税の追加徴収(加租)が決定され⁸⁶⁾、景興4(1743)年には調銭が再び復活している⁸⁷⁾。ただしこれは単なる調制の復活ではなかったようで、これ以後皂隸の各村落に対して発給された令旨には、堤路・捜差・戸分などの負担が依然として免除対象として記載されている〔吉川2021: 67-69〕。景興4年以後もこれらの負担が依然として課されていたとすれば、各村落にとっては徭役系統の負担が倍増したことになる。

おわりに

本稿では17～18世紀の黎鄭政権における税・役制の変遷を可能な限り復元した。1660年代に平例法が施行された際に、田税・丁税だけでなく各種の付加税や手数料も含めた毎年の鄭王府

82) 『大越史記全書統編』巻2、永慶2(1730)年正月に「節制府命參從阮公沆等議沿革租調法。沆等請減清又私租、準四鎮之半、公田全免。又調法之行、本欲省民橫費、第出入煩數、有司不便於行、請免四鎮及長安府調銭、許治官照旧堤路・捜差・戸分之例、準郵亭收率銭一陌、以供驛費。從之。」とある。

83) ただし『大越史記全書統編』巻4、景興4年正月条(注56下線部)は、この時に戸分銭の徴収を再開したと記されているので、戸分が復活したと言っても、各種役務の一括化と銭納は継続されたのかもしれない。

84) 『大越史記全書統編』巻2、永慶2(1730)年2～3月条。

85) 『大越史記全書統編』巻2、永慶2(1730)年4～5月条。

86) 『大越史記全書統編』巻4、景興3(1742)年12月条。

87) 『黎朝旧典』景興四年正月二十五日条、定戸分例(漢喃研究院所蔵A.333)に「一、係前例凡牌表、丁祭、春祭、例祭、官廟四辰祭、堤路、貢口、郵亭等役、各照別補。茲奉准收調銭貯在衛所、其上項各役、就領官議許各備啓奏、仍依例跡連納、以憑查併。」とあり、個別に割り当てられていた各種役務について調銭を徴収することが再び定められている。

への納入額を記した令旨が村落に発給されており、この時点では村落は公的に公課請負団体としての性格を帯びていた。その後1720年代まで丁簿が更新されなかったことで、これらの負担は事実上固定化された。

ただし、平例法で各村落到に発給された令旨の中に徭役系統の負担は記載されていない。徭役系統の各種負担はあるものは銭納、あるものは労働力の直接徴発というように、項目ごとに黎朝系統地方官や鄭王府系統鎮官によって個別に課徴されており、地方官の財源となっていた可能性もある。そして1720年代の租庸調制の施行にともなって上述の各種負担を調銭に一括して銭納させたのは、徭役系統の課徴を鄭王府が管轄するという意図があったと思われる。

村落に納税を請け負わせる黎鄭政権の方針が、1720年代の租庸調制実施以後も公的に継承されたか否かは今後の課題だが、租庸調制下においても定期的な地簿・丁簿の更新はおこなわれなかったことを考えると、公課請負団体としての村落の性格は事実上継承されたといえよう。さらにその後の西山～阮朝期には、毎年各村落が納税額の証明のために提出する執憑簿が村落ごとに作成されている⁸⁸⁾。こうして村落が納税を請け負う近世日本の村請制と同様の状況は、北部ベトナムでは1660年代までに確立し、後世にも継承されたといえる。

【参考文献(著者名アルファベット順)】

- Dinh Văn Viễn. 2010. “Tìm hiểu về *Côi Trì đình bạ* (「瑰池丁簿」の分析)” trong *Thông báo Hán Nôm học* 2009, tr.1065-1070.
- 藤原利一郎. 1986a. 「ヴェトナムにおける丁賦制の成立」同『東南アジア史の研究』法蔵館, pp.387-405 (初出: 『田村博士頌寿東洋史論叢』田村博士退官記念事業会, 1968年)
- 藤原利一郎. 1986b. 「黎朝後期鄭氏の華僑対策」同『東南アジア史の研究』法蔵館, pp.236-256 (初出: 『史窓』38, 1980年)
- 蓮田隆志. 2005. 「『華人の世紀』と近世北部ベトナム — 1778年の越境事件を素材として —」『アジア民衆史研究』10, pp.76-94.
- 蓮田隆志. 2015. 「ベント・ティエンの伝える近世ベトナムの地方行政単位」『環東アジア研究』9, pp.35-50.
- 井上智勝. 2017. 「東アジアの宗廟」『アジア遊学』206, pp.9-33.
- 岩井茂樹. 2004. 『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会.
- 城地孝. 2021. 「如清使節の旅支度 — 使節派遣にかかる負担の側面に注目して —」『東アジアの思想と文化』12, pp.33-50.
- 宮澤知之. 1999. 「中国専制国家財政の展開」『岩波講座世界歴史 9 中華の分裂と再生 3-13世紀』岩波書店, pp.287-304.

88) フェエ近郊村落については〔嶋尾2012: 251〕を参照。旧黎鄭政権支配下の北部村落については、西山期の執憑簿の写しが「山西省不拔県富義社旧公文執憑簿」(漢喃研究院所蔵AH. a3/3)に、阮朝嘉隆年間の執憑簿の写しが「山西省不拔県富義社旧公文執憑簿」および「山西省先豊県西藤総憑隴社執憑各簿」(漢喃研究院所蔵AH. a3/5)に、それぞれ収録されている。

- 桃木至朗. 1997.「周辺の明清時代史——ベトナム経済史の場合——」森正夫等(編)『明清時代史の基本問題』汲古書院, pp.607-634.
- Nguyễn Thanh Nhã (Nguyễn Nghị dịch). 2013. *Bức tranh Kinh tế Việt Nam thế kỷ XVII và XVIII*, Hà Nội: Nhà xuất bản Tri thức. (原著: Nguyen Thanh Nha, *Tableau économique du Viet Nam aux XVIIe et XVIIIe siècles*, Paris: Éditions Cujas, 1970)
- Phan Huy Lê (biên soạn). 1960. *Lịch sử chế độ phong kiến Việt Nam* (ベトナム封建制度史) tập II, Hà Nội: Nhà xuất bản Giáo dục.
- 桜井由躬雄. 1987.『ベトナム村落の形成——村落共有田＝コンディエン制の史的展開』創文社.
- 嶋尾稔. 2011.「17世紀後半ベトナム北部村落における「売亭文契」に関する覚書」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』42, pp.289-303.
- 嶋尾稔. 2012.「ベトナム阮朝期の徴税・徴兵に関する新史料の紹介」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』43, pp.249-261.
- 嶋尾稔. 2014.「「売亭文契」に関する覚書 其の二」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』45, pp.259-281.
- 竹田龍児. 1969.「ヴェトナムに於ける国家権力の構造——社を中心として見たる——」山本達郎(編)『東南アジアにおける権力構造の史的考察』竹内書店, pp.119-139.
- 上田新也. 2019.『近世ベトナムの政治と社会』大阪大学出版会.
- Vũ Thị Lan Anh. 2021. *Văn bia tạo lệ Việt Nam và việc quản lý di tích thời trung đại* (ベトナム皂隸碑文と中代の遺跡管理), Hà Nội: Nhà xuất bản Đại học Quốc gia Hà Nội.
- 渡辺尚志. 2004.「村の世界」歴史学研究会・日本史研究会(編)『日本史講座5 近世の形成』東京大学出版会, pp.167-196.
- 吉川和希. 2019.「十八世紀のベトナム黎鄭政権と北部山地——諒山地域の在地首長の動向を中心に——」『東南アジア研究』57-1, pp.3-30.
- 吉川和希. 2021.「十八世紀北部ベトナムにおける政治的主体としての村落——皂隸・守隸を中心に——」『史学雑誌』130-6, pp.63-86.

【付記】

本研究はJSPS 科研費20K22031の助成を受けたものである。

